教えて!! 専門用語 Vol. 8

国会対策委員会って?


毎朝の国会対策委員会にて毎回議員運営委員会報告を行なっています。

ニュースなどで、国会対策委員会（通称「国対（こくたい）」）という言葉を一度は聞いたことがあると思います。

「どの法案をいつ審議するか」「本会議や党首討論をいつ行うか」など、国対は、国会の議事運営に関するほぼすべての事柄を実質的に決定する、国会運営の要とも言える組織です。国会開会中は、毎日正副委員長会議を開き、国会運営の日程調整や課題の共有を行っています。

しかし、これほど重要な組織でありながら、国対は国会法などの法的な規定や規則には一切明記されていません。あくまで各党の会則に基づく非公式な組織、いわば任意団体であることは意外に知られていません。本会議で代表質問を行うなど、表舞台でスポットライトを浴びるような役職ではないのです。

かつて竹下元総理は、「自分で汗をかきましょう。手柄は人にあげましょう」と言いました。国対の先輩方はこれに「受けた恩は石に刻みましょう」という決意を重ね、与党としての責任を果たし、国会という「器」を整えるために全力で裏方に徹してきました。

時に激しく対立する野党の国対と、いかに信頼関係を醸成できるかも、国対の極めて重要な仕事です。永田町では、参議院の国対を指して「寿司屋」と例える隠語があります（裏方の交渉役として話し合いを決める＝握るのが仕事）。私はまだ勉強中の身ですが、この言葉の背景には、まさに野党との間で築かれる濃密な人間関係があるようです。国対とは、まさにそんな国会運営の司令塔そのものなのです。

過去分のレポートはこちらから

「自由民主党」入党のお願い





うすい正一の党員獲得ノルマにご協力頂き、高市早苗総裁を共に支えてください!

▼党員になると

1. 自民党総裁選挙の投票権があります
   （総裁選挙の前年と前々年の2年継続して党費を納めた党員）
2. 機関紙「自由民主」党員版をお届けします
3. 党支部や地域の講演会等にご参加いただけます

▼対象

満18歳以上で日本国籍を有する方

▼党費

■ 一般党員：自分の力で自民党を支えたい（年額4,000円）
■ 家族党員：家族も一緒に応援したい（年額2,000円）
■ 特別党員：財政的な支援もしたい（年額20,000円）



R7年総裁選では全国の党員票が勝敗に大きく影響したと言われています。

※は必須要項

※ ふりがな お名前		※ 性別	男 ・ 女
※ ご住所	〒　　－		
※ 生年月日	大 ・ 昭 ・ 平　　年　　月　　日		
※ご連絡先TEL		E-mail	
※ 党員（　一般　・　家族　・　特別　） ※いずれかに○をお付け下さい			

お申込先 FAX 043-244-2200　うすい正一事務所　〒261-0004　千葉県千葉市美浜区高洲1-9-7-2　TEL　043-244-0033　Email　info2@shoichi.info

お申し込みはこの用紙を切り取らずそのままFAX下さるか、事務所までご連絡下さい。



自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部　討議資料

参議院議員 うすい正一（しょういち）

参議院レポート Vol.9

うすい正一 プロフィール　令和8年6月現在

●習志野市生まれ千葉市育ち　●市立検見川小学校、花園中学校、市川高校　●日本大学文理学部　●株式会社オリエンタルランド勤務
●父　元衆議院議員臼井日出男のもとで政治を学ぶ　●千葉県議 5期
●令和4年7月 参議院議員選挙で656,952票を頂きトップ当選
●党参議院国会対策委員会 副委員長　●参議院運営委員会理事
【その他の役職】●（公財）千葉県肢体不自由児協会 理事長　●千葉県野球協会 会長　●千葉県トライアスロン連合 名誉会長　●千葉県バウンドテニス協会 会長　●千葉県綱引連盟 会長　●千葉県バトン協会 会長　●ちば海浜スポーツ連盟 会長　●（社福）春陽会 理事長
●千葉ネオライオンズクラブ　その他

過去分の参議院レポート（Vol.1～8）はこちらから⇨ 活動報告 https://shoichi.info/activities/

うすい正一HP、各SNSをぜひご覧ください！　ホームページ　Facebook　X（旧Twitter）　YouTube

千葉事務所　〒261-0004 千葉市美浜区高洲1-9-7-2
TEL：043-244-0033 FAX：043-244-2200
URL：https://shoichi.info E-mail：info2@shoichi.info

国会事務所　〒100-8962 千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館909号室
TEL：03-6550-0909 FAX：03-6551-0909

発行：自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部　千葉市美浜区高洲1-9-7-2　TEL：043-244-0033





外交防衛委員会にて、小泉防衛大臣に対し、質疑を行いました。

「日本の平和と独立、そして日本人の命を守り抜くことは国会議員の最大の責務」と言う強い思いを乗せ、小泉大臣に質疑を行いました。

（質問項目）1. アジア安全保障会議の成果について
2. 自衛隊員に対する信賞必罰について
3. 第一線医療の充実強化について

動画はこちらから

ご挨拶

「戦後一度も変わっていない憲法を、私たちの手で。」

4月12日の自民党大会において、高市早苗総裁は憲法改正に向けた非常に強い決意を表明されました。

私は参議院議員になってからの3年間、憲法審査会に身を置き、その議論をつぶさに見て、時には自らの意見をぶつけてきました。

憲法改正の主役は、政治家ではなく国民の皆様です。戦後にGHQに押し付けられた憲法を、一度も自らの手で憲法を変えたことのない今の状況を、共に変えていきましょう。

令和8年6月吉日

参議院議員 臼井 正一

「戦後一度も変わっていない今の憲法を、私たちの手で、今こそ時代にあったものにアップデートさせましょう!」

今の憲法は、平和な時代、成長しつづける経済状況、増え続ける人口動態下では問題は表面化しませんでしたが、激動する国際情勢やパンデミックや災害のひん発化など、今後は時代に対応しきれない可能性があります。「憲法改正の主役は国民」です。国民に未来に向けた選択肢を示せる様、憲法改正の発議に向け議論を加速させます。



『(前略)立党から70年。時は来ました。「憲法改正」に向け、党員・党友の皆様の総力を挙げて、全国各地で国民の皆様への憲法に関する説明を行うとともに、国会においては、「結論のための議論」を進めてまいりましょう。そして、**改正の発議について、「なんとか目途が立った」と言える状態で、皆様とともに、来年の党大会を迎えたい**と考えています。「幅広い世代」と「多様な経験」と「豊かな専門知識」を持った人材を擁するわが党の強みを、「憲法改正」にも向けて結集していきましょう。(後略)』

第93回党大会 高市早苗総裁演説抜粋(令和8年4月12日)

改正発議から公布までの流れ

発議

…国民を信頼するのであれば、憲法改正の選択肢を示すのは国会の責務です。



起立採決の風景

【手続き】

・衆参各議院の「総議員の3分の2以上」の賛成が必要。
※出席議員ではなく総議員(定数)。
衆:定数465 ⇒ 3分の2は310
参:定数248 ⇒ 3分の2は166
・国会が国民に「発議(提案)」する

【課題】

・下段の自民党改憲4項目の条文案の策定
・賛同者の両院での3分の2の確保。逆に言えば、3分の2を超える賛同者を得られる条文でなければ絵に描いた餅。

国民投票

…改憲の主役はあくまで国民です。

【手続き】

・発議から「60日以降～180日以内」に実施
・「有効投票の過半数」の賛成で成立※改憲項目ごとに賛否を問う。



投票用紙

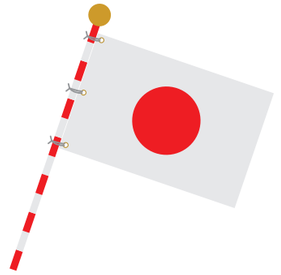
【課題】

・国民投票法案のアップデート。昨今のインターネットの影響力にかんがみ、外国勢力からの干渉などに如何に対応するか。
・国民投票広報協議会の規程がまだ整備されておらず、このままでは仮に国民投票が実施されても、広報にかかるルールがない。

公布

【手続き】

・天皇が「公布」し、憲法の一部として組み込まれる。



【課題】

・しいて課題を挙げれば、憲法に限らず、すべての法律は天皇の公布をもって初めて効力を発揮します。なので、皇室の弥栄(いやさか)は、我が国の伝統を守るとともに、実質的に法律の実効性にかかわる最重要事項といえます。



参議院 憲法審査会の風景

●自民党改憲4項目と賛成会派 比較表

	自衛隊の明記	緊急事態対応	合区解消・地方公共団体	教育の充実
自由民主党改憲4項目	公党の中には未だに自衛隊違憲論を主張する政党があります。命がけで国防や災害派遣にあたる自衛隊を憲法に位置づけ、誇りを持てる環境をつくる。	巨大地震やパンデミック等の有事においても国民の生命・財産を守り抜く為のルールを憲法に明記する。	どんなへき地や離島でも、国民の声を政治に反映させるため、必ず1人は地元から代表者を国会へ送る仕組みが必要。	生まれた地域や家庭に関わらず同じ水準の教育を受けられるように、子どもたちの可能性を最大限引き出す、まさに『米百俵の精神』を憲法に明記する。
状況・見込み	ギリギリの攻防 賛成 衆:316～395／参:101～167	衆では議論が前進 賛成 衆:316～380／参:101～168	更なる合意形成を要す 賛成 衆:316～359／参:101～141	合意形成まで一本道 賛成 衆:316～395／参:101～181
課題・解説	多くの党は総論賛同。公明党(参議院のみ)は現行の9条をそのまま維持し、いずれかに自衛隊を明記する案を提案。一方、日本維新の会は9条2項そのものを変えることを主張。両党の考え方には決して小さくない違いがある。	衆・憲法審では条文案が示され、審査の段階が一つ上がった。参政党は緊急事態条項新設には前向きだが、「パンデミック」が入る改正案には反対。	合区の解消に関しては、多くの政党が解消すべきとの立場だが、憲法改正によるか、立法によるか意見が分かれている。公明党や、自民党と連立を組む日本維新の会は、ブロック制を主張している。	一部、憲法に書き込む必要性は低いとする政党はあるものの、総論としては賛同する政党は多いが、検討の優先度は今のところ低く、条文案の起草に至る段階にはない。

高市早苗総裁は、「緊急事態対応」と「合区解消」を先行して議論を進める意向を示しています。(令和8年5月3日 産経新聞)